

金融機関商品名	
---------	--

岡山県信用保証協会 御中

令和 年 月 日

## 提携保証（はばたき・かがやき）チェック票

下記の申込人に対し、審査の結果、資格要件を具備し融資を適当と認めますので、信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名 部・支店長名	担当者	
申込人		
下記の全項目が適格であります。		判定
「はばたき」は1.～7.が適格であること。 「かがやき」は1.～10.が適格であること。		(○印)
1. 岡山県内に住所または主たる事業所を有し、保証申込の直前に連続して1年以上事業（保証対象業種）を営んでいる中小企業者である。		適
2. 貸付金額が直近決算書の月商3か月分以内である（設備を除く。）。		適
3. 旧債（プロパー、保証付き共）振替に該当しない（ただし、提携保証（はばたき）を除く。）。		適
4. 当行の既存貸付金に延滞がなく、当行の保証付貸付金が事故報告書提出事由に該当しない。		適
5. 手形不渡（でんさいの支払不能処分を含む。）後6か月以内又は銀行取引停止処分中（でんさいの取引停止処分を含む。）でない。		適
6. 破産、特別清算、会社更生、民事再生（再生計画等の遂行中を含む。）等法的整理の手段中であることが明らかでない。		適
7. 反社会的勢力でない。金融斡旋屋等の第三者介入がない。		適
<b>(かがやきチェック事項)</b> ※特例（別枠）保証である「かがやき」を申込する場合は、下記の項目が適格であること。 (10.については①、②のどちらかに適格か。適格事由も○印をすること)		判定 (○印)
8. 協会の保有する保証申込直前期の決算におけるCRDモデル3の累積3年評点「56点」以上の法人である。		適
9. 当行の与信取引が1年以上である。		適
10. 主力取引金融機関であるか否かの金融機関の申告。		
①当行は主力取引金融機関である。		適
a. 預貸状況から明らかに主力取引金融機関である。		適
b. 預貸状況からは明らかではないが主力取引金融機関である。		適
②当行は主力取引金融機関ではない。		適